

次期東京都がん対策推進計画における「施策の方向」(案)

現行東京都がん対策推進計画 (分野別取組と施策の方向)

① がんの予防と早期発見の推進

- がんの予防に関する取組の推進
- がん検診の受診率と質の向上

② 高度ながん医療の総合的な展開

- がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の整備と連携体制の構築
 - 集学的治療の推進と人材育成
- ### ③ 患者・家族の不安の軽減
- がんに関する情報提供の推進・相談支援体制の整備
 - 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
 - 在宅医療体制の充実

④ がん登録と研究の推進

- がん登録の推進
- がんに関する調査・研究の推進

次期東京都がん対策推進計画における 検討項目及び施策の方向(案)

○ がんの予防

- ・成人の喫煙率減少・未成年者の喫煙ゼロ
- ・効果的な受動喫煙防止対策の推進
- ・ウイルスや細菌の感染に起因するがんの予防
- ・がんを遠ざける生活習慣実践者の増加

○ がんの早期発見

- ・効果的な受診率向上施策の推進
- ・科学的根拠がある検診実施と精度管理の向上

○ がん医療

- ・拠点、認定、協力病院を中心とした高度な集学的治療の推進
- ・がん医療従事者の育成
- ・都の特性に合わせた地域の医療連携の促進
- ・在宅療養体制の推進

○ 緩和ケア

- ・がんと診断された時からの緩和ケア提供体制の充実

○ 相談支援・情報提供

- ・がんに関する相談支援の質の向上
- ・都民のニーズに合わせた情報提供の実施

○ がん登録

- ・院内がん登録の拡充
- ・地域がん登録の推進

○ がん研究

- ・先端的研究の推進(都立病院・医学総合研究所)

◎ 小児がん

- ・都における小児がん医療提供体制の構築
(・小児がんの特性に合わせた患者・経験者支援体制の構築)

◎ がんの教育・普及啓発

- ・子供や成人に対する健康教育の促進
- ・予防や医療に関する普及啓発の実施

◎ がん患者の就労を含めた社会的な問題

- ・患者・家族の抱える問題の把握と支援方法の検討
- ・小児がんの特性に合わせた患者・経験者支援体制の構築

- ・・・現計画の「施策の方向」と同種
- ◎・・・新しく取り組む「施策の方向」

なお、「施策の方向」の順番は別途検討。

次期がん対策推進基本計画 (厚生労働省案分野別施策と個別目標)

資料10

- がん医療水準の向上
 - 放射線療法・化学療法・手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
 - 全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備(3年以内)
 - 診療ガイドラインの整備等による治療の質の向上、及び地域での各種がん治療に関する医療連携の推進。
 - がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - 拠点病院等の医療機関の専門医配置の有無等、がん患者にとってわかりやすく提示できる体制を整備(5年以内)。
 - 関連学会などの協働を促し、がん診療に携わる専門医のあり方を整理。地域のがん医療従事者の育成を推進。
 - がんと診断されたときからの緩和ケアの推進
 - これまでの緩和ケアの研修体制の見直し(3年以内)。がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること(5年以内)。特に拠点病院については、自施設の全てのがん診療に携わる医師が緩和ケア研修を修了すること。
 - 拠点病院を中心に、緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備(3年以内)。また、緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制の整備と質の向上
 - 患者・家族ががんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受けられるようにすること。
 - 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 - 患者が居住地域に関わらず質の高いがん医療を受けられるよう、拠点病院のあり方を検討(3年以内)。検討結果を踏まえてその機能をさらに充実させる(5年以内)。
 - 患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるように在宅医療・介護サービス提供体制を構築
 - 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
 - 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組を一層強化し、有効で安全な医薬品を迅速に国民に提供するための取組を着実に実施。
 - その他
 - 病理診断の現状を調査し、がん診療における病理診断体制のあり方などについて検討(3年以内)。
 - 拠点病院でのがんのリハビリテーションの医療従事者の育成。
 - 希少がんに関する臨床研究体制の整備及び、個々に合った診療体制のあり方の検討。
- がんに関する相談支援と情報提供
 - 多様化する患者・家族のニーズに応え、悩みや不安を汲み上げ、最新の情報を正しく提供し、きめ細やかな対応をする、より活用しやすい相談支援体制の実現。
- がん登録
 - 法的位置付けの検討も含め、がん登録の精度を向上(5年以内)
- がんの予防
 - 平成34(2022)年度までに、成人喫煙率を12%に、未成年者の喫煙をなくす。
 - 平成32(2020)年までに、受動喫煙の無い職場を実現し、家庭・飲食店については、家庭は3%、飲食店は15%とする。
 - ウィルスや細菌の感染に起因するがんの発症の予防。
 - 「多量に飲酒する人の減少」、「運動習慣者の増加」、「野菜と果物の摂取量の増加」、「塩分摂取量の減少」等、生活習慣の改善。
- がんの早期発見
 - すべての市町村における精度管理・事業評価の実施、及び科学的知見に基づくがん検診の実施(5年以内)。
 - がん検診受診率を50%にする(胃、肺、大腸は当面40%) (5年以内)。
※受診率は40歳から69歳までを対象とする(子宮頸がんは20歳から69歳)。
- がん研究
 - 新たな総合的研究戦略の策定。
 - がん患者の参画も含めた、関係省庁の連携や研究者間の連携の促進
- 小児がん
 - 小児がん拠点病院の整備(5年以内)
- がんの教育・普及啓発
 - 学校での教育のあり方を含めた健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し実施(5年以内)。
 - がんの普及啓発活動の促進
 - 患者及び家族ががんについて学ぶ機会の提供と、家族に対する心のケアの認識ができる環境の整備。
- がん患者の就労を含めた社会的な問題
 - がん患者・経験者の就労に関するニーズの把握(3年以内)。
 - 患者・経験者に対する理解の促進(国・地方公共団体・関係者)
 - 患者・経験者及びその家族等の仕事と治療の両立支援